

三戸町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱における用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(指定の有効期間)

第三条 施行規則第百四十条の六十三の七の規定により町が定める期間は、6年間とする。ただし、事業者からの申出により6年未満とすることができる。

(指定の申請等)

第四条 法第百十五条の四十五の五第一項の規定による申請は、厚生労働大臣が定める指定申請書により行うものとする。

2 法第百十五条の四十五の五第一項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第五条 指定事業者は、施行規則第百四十条の六十三の五第一項各号に掲げる事項の変更に係るものにあつては厚生労働大臣が定める変更届出書により、休止した事業の再開に係るものにあつては厚生労働大臣が定める再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、厚生労働大臣が定める廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第六条 法第百十五条の四十五の六第一項の規定による申請は、厚生労働大臣が定める指定更新申請書により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第七条 町長は、第四条から前条までの規定による指定、指定の更新又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、青森県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

一 事業所の名称及び住所地

二 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

及び住所

三 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

四 事業開始年月日

五 運営規程

六 介護保険事業所番号

七 前各号に定めるもののほか町長が必要と認める事項

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。